

北杜市囲碁美術館における
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月北杜市

教育委員会生涯学習課

1. 目的

北杜市囲碁美術館における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講ずるため、北杜市囲碁美術館新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を次のとおり定める。

2. 作成主体

北杜市教育委員会生涯学習課

3. 施設

北杜市囲碁美術館（北杜市長坂町長坂上条 2575-19）

4. その他

このガイドラインは、国、山梨県による新たな基準の発表や変更等により山梨県が作成した施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準が変更された場合は必要に応じて改定を行う。

北杜市囲碁美術館における 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

北杜市教育委員会生涯学習課

【 3密の回避 】

① 換気設備の設置等（「密閉」の回避） 下記を満たす

・窓を全開にした換気を30分置きに5分間

- 午前9時から30分ごとに、5分間換気を行う。（時間、部屋ごとのチェックリストを作成し使用）
また、悪天候時以外では基本的に窓、ドアを開放しておく。

② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

・入館者の制限を設ける

- 部屋の面積から割り出し、入館制限を掛ける。最低1人3㎡以上の占有面積を確保する。
制限人数になった場合は入り口へ表示し、行列ができる場合についてはフロアマーカー等を行い2m以上の対人距離を確保する。
- 対局室の利用については事前予約制として利用者登録していただき、人数制限ごとにグループに分け、利用日を指定することで混雑を緩和する。

・滞在時間の制限を行う

- 入館受付簿を作成し、入退館時間・名前・住所・連絡先等を記載していただき管理する。
滞在時間については、展示室は2時間、対局室は3時間までとして、受付簿の入館時間から確認し、表示や呼びかけ等で徹底する。
また、開館時間の短縮を行うことで滞在時間の短縮を図る。

・導線の工夫やイベントの制限

- 大会を実施する場合は、30人程度の小規模で実施。
対局室では対人距離が確保できないため、支所2階大会議室で3密の回避に努めて実施。参加者は県内在住者のみ、事前申込み制とする。
- 各種教室については人数制限を行い、実施日を分けて実施。
- 原則として利用者には上履きを持参していただき、スリッパの利用を控えていただく。
- 入退室時に密集しないように、フロアマーカ等で2m間隔の表示をし、順番に入退出していただく。

③ 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

・最低1m以上の対人距離を確保すること

- フロアマーカ等にて対人距離の目安を表示、呼びかけを行う。
対局室では席を一人一脚とし、対人距離を確保する。

・人と人とは対面する場合は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する

- アクリル板を机に設置し、対面を遮蔽して対局する。

・近距離での会話や発生は避ける

- 表示や呼びかけ実施。対局の観戦は行わない。

【その他の感染防止対策】

④ マスクの着用、咳エチケット

・マスク着用、咳エチケットについては、職員は遵守するとともに、利用者にも徹底して行っていただく。

- 職員はマスク着用を徹底する。
利用者の方でマスクのない方には入館をご遠慮いただく。
- 職員、入館者は咳エチケットを徹底する。表示等で周知、呼びかけを実施。

⑤ 手洗い・手指消毒

- ・職員は定期的に、利用者は入館時に、手指消毒、手洗いを実施すること
 - 職員は出勤時および3時間毎に手指消毒、手洗いを実施。時間ごとのチェックリスト等を活用して実施。
 - 入館者は入館時に手指消毒、手洗いを実施するよう表示、呼びかけを行う。対局前、対局後には必ず手指消毒を徹底していただく。また、他者と共有する物品やドアノブ等の高頻度で接触する部分に触れた際は手指消毒、手洗いを実施する。

⑥ 体調チェック

- ・職員については出勤前に検温・体調確認を行う
 - 発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐、下痢等の症状がある場合には出勤を停止する
毎日の体温、体調を出勤簿等に記入し管理する。
- ・入館者に対して、発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状があれば入館をご遠慮いただく。
 - 受付名簿に体調や体温等の確認項目を設ける。表示及び呼びかけ等で確認を行う。

⑦ トイレの衛生管理

- ・不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒する
 - 次亜塩素酸水又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液にて清拭消毒を、3時間毎に1回実施。時間毎のチェックリストを活用。
- ・トイレのふたを閉めて汚物を流すように表示する
- ・ハンドドライヤー、共通タオルを禁止する（囲碁美術館に設置なし）
 - 個人のハンカチ使用していただく。表示や周知。

⑧ 休憩スペースのリスク軽減

- ・ 対面での会話や食事を避ける
 - 事務室では対面での食事と会話を行わない。
- ・ 常時換気を行い共用する物品は定期的に消毒する
 - 原則として窓、ドアは常時開放。
悪天候時は30分毎に5分間換気を実施。
 - 共用物品は3時間毎に次亜塩素酸水又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液で清拭消毒する。

⑨ 喫煙スペースの使用制限

- ・ 館内禁煙のため、喫煙スペースはない。継続して禁煙の表示周知を行う。

⑩ 清掃・消毒

- ・ 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を定期的に清拭消毒する
 - ドアノブ、机、イス等の共用品についてはチェックリスト活用し、3時間毎に次亜塩素酸水又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液にて清拭消毒する。
- ・ 鼻水や唾液などがついたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てること
 - ゴミ捨てを行う職員はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石鹸で手を洗う。

⑪ 緊急事態宣言対象区域在住者、感染が拡大している地域

在住者の利用制限

- ・ 原則として県外在住者については利用をご遠慮いただく
 - HP等で周知。問合せ対応。受付名簿の記載を確認。
また、過去2週間に対象区域、感染が拡大している地域への往来、もしくは身近な人が往来している場合にも利用をご遠慮いただく。

⑫ 感染の疑いのある者が発生した場合

- ・速やかに生涯学習課及び保健所へ連絡し適切な対応を行う。
 - 疑いのある方については速やかに研修室へ移し隔離する。
 - 対応する従事者は、マスクや手袋を着用し対人距離を十分に保つ。対応後は速やかにうがい手洗い、手指消毒を行う。
 - 救急搬送を要請し医療機関へ搬送するとともに事後の状況を把握する。
 - 当該者が感染していた場合には保健所等との連携の下に、速やかな情報公開等事後の対策を講ずる。

⑬ チェックリストの作成・確認

- ・チェックリストを作成し、確認させる。
 - 上記の内容のチェックリストを作成し、毎日の確認を行う。